

平成27年12月定例会

文教厚生委員会説明資料

保 健 福 祉 部

目 次

I 提出予定案件	1
1 一般会計予算	1
(1) 歳入歳出予算	1
ア 総括表	1
イ 課別主要事項説明	2
医療政策課	2
2 その他の議案等	
(1) 条例案	3

I 提出予定案件
 1 一般会計予算
 (1) 歳入歳出予算
 ア 総括表
 一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前額	補正額	計	財 源 内 訳							一般財源
				特 定 財 源			財 源				
				国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	繰入金	県債	
保健福祉政策課	19,530,536	0	19,530,536	79,616	50,505	2,891	2,743	8,178	313,647		19,072,956
医療政策課	17,721,703	664,264	18,385,967	(366,666) 2,164,125		129,728	15,895	5,583,940	(114,264) 8,284,932		(183,334) 2,207,347
健康増進課	6,158,612	0	6,158,612	2,277,876		1,846		923	140,876		3,737,091
薬 務 課	157,454	0	157,454	5,366		20,310	962		5,603		125,213
地域福祉課	6,381,005	0	6,381,005	3,746,785	271	6,832	464	2,878	64,475	3,000	2,556,300
長寿いきがい課	19,209,455	0	19,209,455	847,581		16,663	13,975	29,937	1,435,425		16,865,874
障がい福祉課	7,348,157	0	7,348,157	433,317	305	2,010		137,858	900		6,773,767
計	76,506,922	664,264	77,171,186	(366,666) 9,554,666	51,081	180,280	34,039	5,763,714	(114,264) 10,245,858	3,000	(183,334) 51,338,548

() 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

医療政策課

(7) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
医 薬 総 務 費	543,895	0	543,895	
医 務 費	9,009,978	664,264	9,674,242	① 医療衛生費 (664,264) ア 地域医療介護総合確保基金積立金 550,000 イ 徳島赤十字病院日帰り手術センター(仮称)等整備支援事業 114,264
保健師等指導管理費	437,587	0	437,587	
病院事業支出金	7,730,243	0	7,730,243	
医療政策課合計	17,721,703	664,264	18,385,967	

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例（障がい福祉課）

(ア) 制定の理由

障がいのある人に対する障がいを理由とする差別の禁止並びに地域社会における障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組について基本理念を定め、県の責務並びに市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進することにより、全ての県民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与する必要がある。

(イ) 条例の概要

⑦ 総則

- a この条例は、障がいのある人に対する障がいを理由とする差別の禁止並びに地域社会における障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組について基本理念を定め、県の責務並びに市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進することにより、全ての県民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とすることとした。
- b 障がいのある人に対する障がいを理由とする差別の禁止並びに障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組に係る施策（以下「障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策」という。）についての基本理念並びに県の責務、市町村等との連携及び県民の協力について定めることとした。

⑧ 障がいのある人の権利の擁護

- a 障がいのある人に対する差別等の禁止
 - (a) 全ての県民は、障がいのある人に対して、障がいを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為（以下「差別等」という。）をしてはならないこととした。
 - (b) 社会的障壁の除去は、それを必要としている障がいのある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならないこととした。
- b 差別等に関する相談体制
 - (a) 全ての県民は、県に対し、差別等及び社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に関する相談をすることができるとした。
 - (b) 知事は、(a)の相談に関する業務を行わせるため、差別等及び社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に関して専門的な識見を有する者のうちから、相談員を委嘱することができることとした。
- c 差別等に該当する事案解決の仕組み
 - (a) 差別等を受けた障がいのある人又は障がいのある人が差別等を受けたと思われる事案を発見した者は、知事に対し、当該差別等に該当する事案の解決のための助言又はあっせんを求めることができることとした。
 - (b) 知事は、(a)の事案の解決のために必要があると認めるときは、徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会（以下「調

- 整委員会」という。) に対し、助言又はあつせんを求めることとした。
- (c) 調整委員会は、助言又はあつせんのために必要があると認めるときは、当該事案に係る関係者に説明又は資料の提出を求められることができることとし、当該事案の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示することができることとした。
 - (d) 調整委員会は、(c)によるあつせん案を提示した場合において、差別等をしたと認められる者が正当な理由がなく当該あつせん案を受諾しないときは、当該差別等をしたと認められる者に対し、必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができることとした。
 - (e) 知事は、(d)の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、差別等をしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができることとし、(c)による説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は虚偽の説明若しくは資料の提出を行ったときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができることとした。
 - (f) 知事は、(e)による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとした。
 - (g) (a)の事案の解決のための助言又はあつせんについて調査審議するため、調整委員会を置くこととし、当該委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めることとした。
- ② 地域における共生社会の実現に向けた取組
- a 情報の取得、意思疎通に対する支援
 - (a) 県は、障がいのある人が情報の取得及び意思疎通ができるようにするために必要な支援を行うこととした。
 - (b) 県は、県民及び事業者において、点字、音声、字幕、文字表示、わかりやすい表現、情報支援機器その他の障がいのある人にとって利用しやすい方法により、障がいの特性に応じた多様な情報提供の方法が普及するよう必要な施策を講ずることとした。
 - (c) 県は、手話が言語であるとの認識に基づき、県民及び事業者において手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずることとした。
 - b 障がいのある人の移動に対する支援
 - (a) 県民及び事業者は、身体障がい者用の車椅子で通行している人、白色又は黄色のつえを持った人、身体障害者補助犬を連れてきた人その他の安全に配慮が必要と認められる障がいのある人が通行又は歩行している場合においては、その通行又は歩行を妨げないようにするとともに、その安全が確保されるよう必要な配慮をしなければならないこととした。
 - (b) 県民及び事業者は、障がいのある人の通行又は歩行の安全を確保するため、自動車を運転する場合において、当該自動車にその存在又は接近を歩行者等に知らせる音を発する装置（自動車の後退時に音を発する装置を含む。）が搭載されているときは、当該装置を用いなければならないこととした。
 - c 自立及び社会参加
 - (a) 県は、スポーツを通じて、障がいのある人が心身の健康を保持増進し、体力及び運動能力を向上させるとともに、スポーツ活動により自立及び社会参加が促進されるよう、障がいのある人が障がいの特性に応じて参加することができるスポーツの振興のために必要な施策を講ずることとした。
 - (b) 県は、障がいのある人の創造性や豊かな感性を育み、表現力を高めるとともに、障がいのある人の自主的な文化芸術に関する活動により自立及び社会参加が促進されるよう、障がいのある人が障がいの特性に応じて参加することができる文化芸術活動の振興のために必要な施策を講ずることとした。
 - (c) 県は、障がいのある人の自立及び社会参加により地域の活性化を図るため、障がいのある人が障がいの特性に応じ、その能力を発揮して活躍できる場の充実その他の必要な施策を講ずることとした。

㊦ 県民理解の促進

(a) 県は、基本理念に関する県民の関心と理解を深めるとともに、障がいのある人の権利擁護及び社会参加等に関する施策が効果的に実施されるよう、必要な広報及び啓発を推進することとした。

(b) 知事は、地域の活性化に資する活動その他の社会活動において顕著な功績があると認められる障がいのある人に対して、顕彰を行うこととした。

㊧ 雑則

㊦のbの(a)の相談に関する業務を行う相談員及び調整委員会の委員に対する罰則を定めることとした。

㊨ その他所要の規定を設けることとした。

(ウ) 施行期日

平成28年4月1日。ただし、㊨のbについては公布の日から施行する。

イ 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例（保健福祉政策課）

(ア) 改正の理由

がん登録等の推進に関する法律が制定されたことに鑑み、本県におけるがん情報等をがんに係る調査研究を行う者に対して提供する事務に係る手数料を定める必要がある。

(イ) 改正の概要

㊦ 本県におけるがん情報等をがんに係る調査研究を行う者に対して提供する事務に係る手数料を定めることとした。

㊧ ㊦の事務に係る手数料は、知事から当該事務の権限の委任を受けた者に納付しなければならないこととした。

(ウ) 施行期日

平成28年1月1日

ウ 徳島県がん対策推進条例の一部を改正する条例（健康増進課）

(ア) 改正の理由

がん登録等の推進に関する法律が制定され、全国がん登録が実施されることに鑑み、がん登録等の推進について定める等の必要がある。

(イ) 改正の概要

㊦ これまで本県が実施してきた地域がん登録に代わり、がん登録等の推進に関する法律によるがん登録等の推進について定めることとした。

㊧ その他所要の整備を行うこととした。

(ウ) 施行期日

平成28年1月1日。ただし、㊧については公布の日から施行する。

エ 徳島県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例を廃止する条例（長寿いきがい課）

(ア) 廃止の理由

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等の対象事業が終了したことに伴い、徳島県介護基盤緊急整備等臨時特例基金を廃止する必要がある。

(イ) 施行期日

公布の日から施行する。

オ 徳島県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例を廃止する条例（長寿いきがい課）

(ア) 廃止の理由

介護職員処遇改善等臨時特例交付金の対象事業が終了したことに伴い、徳島県介護職員処遇改善等臨時特例基金を廃止する必要がある。

(イ) 施行期日

公布の日から施行する。